

県指定有形文化財の指定

種 別	彫刻
名称・員数	銅造菩薩立像 1 軀
所 在 地	中性院（山形市大字山寺 4456 番地の 3）
所 有 者	宗教法人中性院
有形文化財の 建造物以外に あっては、品 質、形式、寸法、 重量等	<p>法量 (cm)</p> <p>総高 (頂～台座地付) 35.7</p> <p>像高 (頂～現状の蓮肉露出部) 29.3</p> <p>形状</p> <p>菩薩形立像</p> <p>品質構造</p> <p>本体と蓮肉部は一鑄ムク。</p> <p>左手、右手ともに、肩以下手先まで別鑄製で肩先で銅鋌でとめる。前胸部外側にかかる天衣も別鑄製で鋌でとめる。手先は別鑄製で柄を作り前膊部に挿し込む。</p>
年代、沿革、由 来等	<p>腹を突き出す弓なりの体形、天衣を膝前で X 字状に交差させる形、胸飾の形、面部が小さく童顔とし、腰を細く作るどころなどに、7 世紀後半（飛鳥時代後期、白鳳時代）の様式が見られる。ただし、腹部を突き出す弓なりの姿勢も本像は 7 世紀後半の他像に比べると、その曲がりや極端であり、また二重の鋸歯形冠や不自然とも見える極端に細い腰とそこの天衣を浮かせる形、天衣を正面、背面ともに一度翻らせる形などは 7 世紀後半の他例には見られず、独自の過剰な表現意識の表出によるといえるものと考えられる。</p> <p>また童顔の面相も 8 世紀の童顔像にも通ずるものにも思われる。</p> <p>さらに本体と蓮肉を一鑄とする技法は 8 世紀・奈良時代に近づくとも多くなる技法とされ、体部と両肩以下および手先を別製とすることは「一木造り」の技法に通じる（つまり、金銅仏制作の技法としては新しいもの）という指摘もある。</p>
指定を要する 理由	<p>本像は 7 世紀後半の様式を踏まえながら、表現としてはさらに過剰にしたもの、技法としては新たな技法によるものであり、制作は、8 世紀後半・奈良時代後期に入っているものと思われる。面相表現や冠、天衣の細部表現など繊細な感覚を見せる優れたもので奈良時代の金銅仏の遺品として貴重なものである。</p>

